

平成十九年六月八日受領
答弁第二九六号

内閣衆質一六六第二九六号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎恭久

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「叭鳴」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

御指摘の「叭鳴」が「叭々鳥」を指すとすれば、物品管理簿においては、「叭々鳥」に係る記載がなされている。

三について

「叭々鳥」は九千円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

「叭々鳥」は、物品管理法（昭和三十一年法律第二百三十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。「叭々鳥」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐箚特命全権大使は上野景文であり、同

氏は現在バチカン国駐箚特命全権大使である。

六について

外務省として、「叭々鳥」の管理体制は適切であつたと考える。